熊 水 審 第 １ 号
令和８年４月２０日

熊谷市水道事業
熊谷市長　小林　哲也　様

熊谷市水道事業運営審議会
会　長　　李　盛源

熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金の在り方について（答申）

令和７年８月１日付け熊経第１１６３号で諮問を受けた標記の件について、当審議会で審議を重ねた結果を別添のとおり答申します。

答　申　書

令和８年４月２０日

熊谷市水道事業運営審議会

1　はじめに

熊谷市水道事業は、平成２１年（２００９年）４月に、合併前の旧市町において運営していた水道事業の統合を実施し、以降、地域の公衆衛生の向上や産業の発展など地域社会全体を支える役目を果たしてきた。

いうまでもなく、水道事業は地方公営企業法の適用のもと、独立採算制が原則とされており、中長期的に安定した持続可能な事業運営の実現に向け、経営戦略を策定し、公正かつ効率的な経営に努めてきたところである。

ところで、近年は人口減少や生活様式の変化等により、水道料金収入は減少傾向であり、更に有収水量は今後１０年間で約８％減少することが見込まれるほか、高度経済成長期に整備した多くの施設で老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化には多大な費用が必要であることが予想される。

このような水道事業を取り巻く厳しい経営環境の中、持続的な安定した事業運営に当たって、水道料金収入は、その運営の基幹をなす原資であり、その在り方については、公正妥当かつ能率的な経営の下に適正に算定すべきである。

本市では、令和２（２０２０）年４月に１９．５％の水道料金改定を行った後、令和６（２０２４）年３月に改定した現行の経営戦略において、令和１２（２０３０）年度に平均改定率２０．０％の料金改定を見込んでいた。しかし、近年の急激な物価高騰や令和８（２０２６）年度に埼玉県営水道事業の受水費改定など、現行の経営戦略の策定当時には予定されていなかった情勢の変化が顕著である中、投資・財政計画を改めて見直す必要性が高まった。

令和７（２０２５）年８月１日、熊谷市水道事業運営審議会は、市長から水道事業経営戦略の検証及び水道料金の在り方に関する諮問を受け、以降、これまで４回にわたり慎重な審議を重ねてきた。

その結果を次のとおり答申するので、市におかれては、答申に至る過程において出された意見について十分に配慮し、事業を推進されるよう要望する。

2　答申事項

水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの」とされており、「定率又は定額をもって明確に定められていること」、「特定の者に対して不当な差別的取扱をするものではないこと」等が水道法の供給規程に定める条件として求められている。

今回、市長からの諮問を受け、水道料金の適正な改定について審議を重ねた結果、集約された意見を次のとおり答申する。

⑴　水道料金の平均改定率及び改定時期について

水道料金の平均改定率及び改定時期については、以下のとおりとする。

・　平均改定率は２１．４％とする。

・　改定時期は令和９（２０２７）年４月１日とする。

⑵　水道料金体系について

水道料金の体系については、以下のとおりとする。

・　料金体系については、現行の口径別（一部用途別）を維持し、また、基本料金と従量料金の二部料金制とする。

・　水道料金表（案）については、少量使用者の負担増に配慮の上、現行の基本料金・従量料金を一律に改定するものとし、詳細は後述のとおりとする。

３　答申に至った経緯

⑴　水道料金の平均改定率及び改定時期について

ア　投資・財政計画の再検証

本市の現行の水道料金は、令和２（２０２０）年４月に１９．５％の改定が行われたものである。水道料金の改定の必要性については、現行の経営戦略においても検討がなされており、次回の改定時期と水準については、令和１２（２０３０）年度に平均改定率２０．０％の料金改定を要するものと見込んでいた。

しかし、

・　近年の急激な物価高騰

・　令和８（２０２６）年度に、埼玉県営水道事業の受水費単価が約２１％の増額改定となること

・　水道施設の老朽化に起因する更新需要の増加

など、当初の投資・財政計画において想定していた水準を大幅に上回る事象が発生しており、投資・財政計画の前提となる事業環境に大きな変化が生じている状況である。

このような背景を受け、改めて投資・財政計画を再検証し、その上で経営維持に必要となる料金改定水準と改定時期について検討を行った。

この再検証に当たり、留意した事項は主に以下のとおりである。

・　令和８（２０２６）年度の埼玉県営水道事業の受水費単価の改定に伴う受水費の増加

・　近年の建設工事費、光熱水費等の物価上昇に伴う将来の物価変動水準の見直し

・　事業費（施設・管路の更新費用等）の見直し

・　事業費の財源となる出資金・国庫補助金等の水準の見直し

・　企業債の活用水準の見直し

事業費の再検証に当たっては、老朽化した施設・管路の更新需要が高まる中、料金改定水準について利用者の大幅な負担増を可能な限り軽減する一方で、現実的に持続可能な施設・管路の更新を適切に行いうる水準とした。

また、企業債については、現役世代と将来世代の応分な負担に留意の上、過度に将来世代の負担増を強いることにならないように配慮し、企業債残高対給水収益比率が経営戦略で目標値としている３００％を大きく超えない範囲で増額することとした。

これらの再検証を行ったところ、現行の経営戦略で予定する、令和１２（２０３０）年度の平均改定率２０．０％の料金改定を行った場合においても、結果として令和１４（２０３２）年度には水道事業における資金が枯渇する危険性があることが判明し、これを回避するためには、上記の事業の見直しのみならず、水道料金の改定時期の前倒し及び水準の再検討が必要であるものと判断した。

イ　水道料金の改定時期及び水準

アの再検証の結果を受けて、水道料金の改定時期及び水準について、再検討を行った。

再検討にあたって設定した条件は以下のとおりである。

・　資金残高について、給水収益の６か月分を前提とし、今後の物価上昇等を勘案し、令和１４（２０３２）年度において２５億円以上の資金残高を確保する。

・　これを前提として、現行の経営戦略に掲げた改定時期を前倒しし、資金残高の減少に早急に歯止めをかける一方で、改定率が過度に高くならないように配慮する。

これらの条件のもと、改定時期及び水準について再検討を行った結果、令和９（２０２７）年４月１日に２１．４％の料金改定を行う必要があるという結論に至った。

本審議会では、今回の投資・財政計画の再検証・見直し並びに水道料金の改定時期及び水準に係る検討結果を受け、水道事業の安定した事業継続に当たっては、前述のとおり、水道料金の改定時期を令和９（２０２７）年４月１日、改定率を２１．４％とすることについて、やむを得ないものと判断した。

⑵ 水道料金体系について

ア　一般用の体系について

⑴で出された結論を受け、新たな水道料金体系（案）の検討に当たり、

・　現行料金体系の一律改定を行う体系（以下「A案」という。）

・　水道料金算定要領に基づく体系（以下「B案」という。）

以上２案の比較検討を行った。

概要は以下のとおりである。

	現行料金体系の一律改定を行う体系（A案）	水道料金算定要領に基づく体系（B案）
概要	基本料金と従量料金はそれぞれ平均改定率２１．４％増額（１０円単位に調整）	現行料金体系は考慮せず基本料金と従量料金は「水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会）」が示す個別原価計算に基づき設定
基本水量	２５㎜以下の口径について基本水量内は基本料金のみの料金となる「基本水量制」を採用	基本水量はなし
従量料金単価	従量料金は使用水量が多くなるほど従量料金単価が大きくなる「逓増型」を採用	従量料金単価は均一

B案を採用した場合、とりわけ、使用者の中で多くの割合を占める少量使用者の料金へ与える影響が大きく、例えば、口径１３㎜かつ１０㎥/月の使用者の場合、約８８％の増額が見込まれ、少量使用者の改定率は非常に大きくなってしまうことが見込まれる。このほか、負担の均衡性にばらつきが生じることにより、改定に対する不公平感を生じさせる懸念がある。

２案について審議の結果、

・　B案は理論的な料金体系ではあるものの、現行料金体系において保持している少量使用者の負担軽減を念頭としていないため、少量使用者への影響が大きくなるほか、料金体系の大幅な変更により使用者等の混乱を招くことが懸念される。

・　A案は、現行の料金体系を崩すことなく、一律な率をもって改定することから、改定による混乱を防ぎ、かつ、各層における負担に対する不公平感を軽減

できる効果が見込まれる。

以上を踏まえ、A案が適当との結論に至った。

イ　臨時用の体系について

主に工事等で一時的に水道を使用する場合に適用される体系として「臨時用」を設定している。

こちらの体系も、アのとおり一般用の水道料金を一律２１．４％の改定とすることとの整合性を図り、同率の改定を行うことが適当と判断した。

ウ　公衆浴場用の体系について

公衆浴場での使用に適用される体系として、「公衆浴場用」を設定している。

現時点では、公衆浴場用の体系の適用されている事業所はないが、今後の将来的な利用可能性を排除する必要はないものと考え、体系は存続させることとし、こちらの体系も、アのとおり一般用の水道料金を一律２１．４％の改定することとの整合性を図り、同率の改定を行うことが適当と判断した。

(3) 水道料金表（案）

以上の検討の結果、新たな水道料金表（案）は、次のとおりとする。

（１か月、消費税等抜き）

<table>
<tr><td rowspan="3">口径</td><td rowspan="3">基本料金</td><td colspan="6">従量料金１㎥につき</td></tr>
<tr><td>10</td><td>11～15</td><td>16～20</td><td>21～40</td><td>41～50</td><td>50</td></tr>
<tr><td>㎥以下</td><td>㎥以下</td><td>㎥以下</td><td>㎥以下</td><td>㎥以下</td><td>㎥超</td></tr>
<tr><td>13 ㎜</td><td>1,460 円</td><td rowspan="3">0 円</td><td rowspan="12">190 円</td><td rowspan="12">210 円</td><td rowspan="12">250 円</td><td rowspan="12">270 円</td><td rowspan="12">280 円</td></tr>
<tr><td>20 ㎜</td><td>1,530 円</td></tr>
<tr><td>25 ㎜</td><td>1,600 円</td></tr>
<tr><td>30 ㎜</td><td>2,480 円</td><td rowspan="9">50 円</td></tr>
<tr><td>40 ㎜</td><td>4,370 円</td></tr>
<tr><td>50 ㎜</td><td>10,930 円</td></tr>
<tr><td>75 ㎜</td><td>17,480 円</td></tr>
<tr><td>100 ㎜</td><td>29,140 円</td></tr>
<tr><td>125 ㎜</td><td>29,140 円</td></tr>
<tr><td>150 ㎜</td><td>29,140 円</td></tr>
<tr><td>公衆浴場用</td><td>4,370 円</td><td colspan="6">100 ㎥まで 4,370 円、超える分 50 円</td></tr>
<tr><td>臨時用</td><td>0 円</td><td colspan="6">510 円</td></tr>
</table>

4　附帯意見

(1)　水道料金の改定について

ア　水道料金改定の実施については、わかりやすい広報資料等をもって十分に使用者への周知徹底を図り、理解を求めること。

イ　次回の水道料金改定については、経営戦略等の計画に基づき、適正に検証を行うこと。

(2)　その他

ア　今回の再検証を踏まえ、水道料金改定後においても適切な企業運営に努め、効率的かつ持続的な経営基盤の強化に努めること。

イ　老朽化の進む施設の計画的な更新に努めること。

ウ　計画に基づく進捗状況を定期的に検証し、投資・財政計画と実績に乖離が生じた場合や事業環境に大きな変化があった場合は、適時に投資・財政計画の見直しを実施し、計画的な事業運営を行うこと。

エ　人工衛星を活用した漏水対策をはじめとする経営努力の状況等、水道事業の取り組む施策について、市民への充分な周知を図ること。

参考資料

参考資料１　熊谷市水道事業運営審議会　審議経過

参考資料２　熊谷市水道事業運営審議会条例

参考資料３　熊谷市水道事業運営審議会　委員名簿

参考資料１

熊谷市水道事業運営審議会　審議経過

開　催　日　等		審　議　事　項　等
令和７年度 第１回	令和７年８月１日（金） 午後１時30分から 熊谷市水道庁舎３階会議室	・委員の委嘱 ・諮問書の受理 ・諮問内容の概要説明
第２回	令和７年10月３日（金） 午後１時30分から 熊谷市水道庁舎３階会議室	・諮問内容の審議
第３回	令和７年11月20日（木） 午後１時30分から 熊谷市水道庁舎３階会議室	・諮問内容の審議
第４回	令和８年２月19日（木） 午後１時30分から 熊谷市水道庁舎３階会議室	・答申（案）について
令和８年度 第５回	令和８年４月20日（月） 午後２時40分から 熊谷市役所市長室	・答申

参考資料２

熊谷市水道事業運営審議会条例

平成１８年３月２３日
条例第３３号

（設置）
第１条　水道事業の円滑な運営を図るため、熊谷市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の運営に関する必要な事項について調査審議し、答申する。
（組織）
第３条　審議会は、委員１２人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　市議会議員
（２）　知識経験を有する者
（３）　市民団体の代表者
（４）　水道使用者
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料３

熊谷市水道事業運営審議会　委員名簿

任期	役　職	氏　名	選出区分 （条例第３条第２項）
令和７年８月１日～	会　長	李 盛源	知識経験者 （第２号）
令和７年８月１日～	副会長	石川 広己	市議会議員 （第１号）
令和７年８月１日～	委　員	川田 勝巳	市議会議員 （第１号）
令和７年８月１日～	委　員	安原 宣彦	知識経験者 （第２号）
令和７年８月１日～	委　員	白石 隆	市民団体の代表者 （第３号）
令和７年８月１日～	委　員	小林 肇	市民団体の代表者 （第３号）
令和７年８月１日～	委　員	塚本 福典	市民団体の代表者 （第３号）
令和７年８月１日～	委　員	中島 由美子	市民団体の代表者 （第３号）
令和７年８月１日～	委　員	藤井 武彦	水道使用者 （第４号）
令和７年８月１日～	委　員	中村 りよ	水道使用者 （第４号）
令和７年８月１日～	委　員	加藤 英明	水道使用者 （第４号）
令和７年８月１日～	委　員	藤井 恵一	水道使用者 （第４号）

（敬称略）